

議案第26号

港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正を踏まえ、港区子ども・子育て会議条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

子ども・子育て支援法が改正され、認可を受けた乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付費の支給対象であることを区市町村長が確認する際において、区市町村長が乳児等通園支援の利用定員を定めるときは、子ども・子育て会議などへの意見聴取を行うことが義務付けられたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

港区子ども・子育て会議の所掌事項に、区長が乳児等通園支援事業等の利用定員を定めようとするときに意見を述べることを追加します。

3 施行期日

令和7年4月1日

港区子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 会議は、区長が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときに、区長に意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 会議は、区長が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときに、区長に意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>